

「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」(案)に関するパブリックコメント手続を実施します。

近年、市内の繁華街で、居酒屋や接待飲食店への客引きが横行しており、客引き行為者による道路上での立ち塞がり、通行人へのつきまといなどの行為により、市民や通行人が安心して通行できる環境が妨げられる状況が発生しています。

そこで、特に客引き行為者の多い区域において、客引き行為等禁止区域を設定し、市民や千葉市へ遊びに来る方が安心して通行できる快適な環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを主な目的として「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を制定することとしました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>
- ・市内施設での閲覧および配布：地域安全課（市役所8階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和3年6月30日(水)～令和3年7月29日(木) ※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法

「千葉市客引き行為等の防止に関する条例（案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- ・提出先
 - 1 郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所地域安全課
 - 2 FAX：043-245-5264
 - 3 電子メール：chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp
 - 4 持参：地域安全課（市役所8階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和3年8月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市市民局市民自治推進部地域安全課

電話 043-245-5264

FAX 043-245-5637

電子メール chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp